

全体貸借対照表

(令和 6 年 3 月 31 日 現在)

会計区分

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	94,480,610,169	固定負債	60,546,594,409
有形固定資産	88,132,456,720	地方債等	51,356,234,342
事業用資産	44,546,564,126	長期未払金	-
土地	16,364,865,144	退職手当引当金	2,437,700,000
立木竹	170	損失補償等引当金	-
建物	79,914,720,081	その他	6,752,660,067
建物減価償却累計額	△ 52,433,629,527	流動負債	6,401,764,377
工作物	2,279,149,702	1年内償還予定地方債等	5,553,076,296
工作物減価償却累計額	△ 1,634,244,421	未払金	446,865,011
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	283,870,291
航空機	-	預り金	82,467,498
航空機減価償却累計額	-	その他	35,485,281
その他	93,072,001	負債合計	66,948,358,786
その他減価償却累計額	△ 68,594,064	【純資産の部】	
建設仮勘定	31,225,040	固定資産等形成分	98,250,606,248
インフラ資産	41,169,769,875	余剰分(不足分)	△ 61,344,189,036
土地	5,350,290,989		
建物	8,116,876,200		
建物減価償却累計額	△ 4,518,508,644		
工作物	55,764,215,756		
工作物減価償却累計額	△ 24,569,861,437		
その他	762,430,124		
その他減価償却累計額	△ 546,902,598		
建設仮勘定	811,229,485		
物品	10,203,357,334		
物品減価償却累計額	△ 7,787,234,615		
無形固定資産	867,412,200		
ソフトウェア	68,739,348		
その他	798,672,852		
投資その他の資産	5,480,741,249		
投資及び出資金	2,731,600,478		
有価証券	32,361,394		
出資金	2,595,543,534		
その他	103,695,550		
投資損失引当金	△ 232,501,256		
長期延滞債権	194,275,266		
長期貸付金	-		
基金	2,358,475,421		
減債基金	105,782,342		
その他	2,252,693,079		
その他	345,796,507		
徴収不能引当金	83,094,833		
流動資産	9,374,165,829		
現金預金	5,065,140,724		
未収金	448,394,343		
短期貸付金	740,500		
基金	3,769,255,579		
財政調整基金	3,769,255,579		
減債基金	-		
棚卸資産	24,719,327		
その他	92,310,000		
徴収不能引当金	△ 26,394,644		
繰延資産	-		
資産合計	103,854,775,998	純資産合計	36,906,417,212
		負債及び純資産合計	103,854,775,998

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

全体行政コスト計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

会計区分

(単位:円)

科目	金額
経常費用	42,721,762,342
業務費用	14,797,450,320
人件費	4,091,717,017
職員給与費	3,438,838,563
賞与等引当金繰入額	270,573,956
退職手当引当金繰入額	31,441,335
その他	350,863,163
物件費等	10,018,044,383
物件費	5,521,716,297
維持補修費	823,630,944
減価償却費	3,672,697,142
その他	-
その他の業務費用	687,688,920
支払利息	268,972,080
徴収不能引当金繰入額	51,759,585
その他	366,957,255
移転費用	27,924,312,022
補助金等	19,696,008,411
社会保障給付	8,221,868,005
他会計への繰出金	-
その他	6,435,606
経常収益	2,614,015,223
使用料及び手数料	2,108,055,732
その他	505,959,491
純経常行政コスト	△ 40,107,747,119
臨時損失	377,073,238
災害復旧事業費	143,648,401
資産除売却損	36
投資損失引当金繰入額	232,501,256
損失補償等引当金繰入額	-
その他	923,545
臨時利益	263,693,463
資産売却益	29,255,986
その他	234,437,477
純行政コスト	△ 40,221,126,894

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

全体純資産変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日

至 令和 6 年 3 月 31 日

会計区分

(単位:円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	33,776,907,376	98,906,964,266	△ 65,130,056,890
純行政コスト(△)	△ 40,221,126,894		△ 40,221,126,894
財源	42,365,571,815		42,365,571,815
税金等	24,743,600,955		24,743,600,955
国県等補助金	17,621,970,860		17,621,970,860
本年度差額	2,144,444,921		2,144,444,921
固定資産等の変動(内部変動)		△ 802,310,439	802,310,439
有形固定資産等の増加		6,120,254,032	△ 6,120,254,032
有形固定資産等の減少		△ 8,445,799,950	8,445,799,950
貸付金・基金等の増加		4,102,548,274	△ 4,102,548,274
貸付金・基金等の減少		△ 2,579,312,795	2,579,312,795
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	145,952,421	145,952,421	
その他	839,112,494	-	839,112,494
本年度純資産変動額	3,129,509,836	△ 656,358,018	3,785,867,854
本年度末純資産残高	36,906,417,212	98,250,606,248	△ 61,344,189,036

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

全体資金収支計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

会計区分

(単位:円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	38,907,564,710
業務費用支出	10,983,252,688
人件費支出	4,056,142,071
物件費等支出	6,331,071,541
支払利息支出	268,972,080
その他の支出	327,066,996
移転費用支出	27,924,312,022
補助金等支出	19,696,008,411
社会保障給付支出	8,221,868,005
他会計への繰出支出	-
その他の支出	6,435,606
業務収入	44,620,474,934
税込等収入	24,689,556,009
国県等補助金収入	17,133,181,860
使用料及び手数料収入	2,293,334,572
その他の収入	504,402,493
臨時支出	144,571,946
災害復旧事業費支出	143,648,401
その他の支出	923,545
臨時収入	1,033,477
業務活動収支	5,569,371,755
【投資活動収支】	
投資活動支出	4,925,636,376
公共施設等整備費支出	2,196,011,994
基金積立金支出	2,722,882,094
投資及び出資金支出	266,465
貸付金支出	5,181,880
その他の支出	1,293,943
投資活動収入	2,047,060,992
国県等補助金収入	317,982,958
基金取崩収入	1,702,333,388
貸付金元金回収収入	5,059,980
資産売却収入	21,684,666
その他の収入	-
投資活動収支	△ 2,878,575,384
【財務活動収支】	
財務活動支出	5,314,132,747
地方債償還支出	5,314,128,522
その他の支出	4,225
財務活動収入	3,675,521,297
地方債発行収入	2,854,375,000
その他の収入	821,146,297
財務活動収支	△ 1,638,611,450
本年度資金収支額	1,052,184,921
前年度末資金残高	3,930,488,305
本年度末資金残高	4,982,673,226

前年度末歳計外現金残高	67,381,126
本年度歳計外現金増減額	15,086,372
本年度末歳計外現金残高	82,467,498
本年度末現金預金残高	5,065,140,724

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定。）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの……………取得原価（または償却原価法（定額法））

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、商品等……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 8 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。

2. 重要な会計方針の変更等
重要な会計方針の変更等はありません。

3. 重要な後発事象
重要な後発事象はありません。

4. 偶発債務
偶発債務はありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

連結対象団体（会計）の一覧は次のとおりです。

一般会計等 一般会計：全部連結

一般会計等 高等看護学院特別会計：全部連結

公営企業会計 水道事業会計：全部連結

公営企業会計 工業用水道事業会計：全部連結

公営企業会計 下水道事業会計：全部連結

その他 国民健康保険事業勘定特別会計：全部連結

その他 国民健康保険医科診療施設勘定特別会計：全部連結

その他 国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計：全部連結

その他 後期高齢者医療特別会計：全部連結

その他 介護保険特別会計：全部連結

連結の方法は次のとおりです。

地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したのものとして調整しています。